

平成25年6月25日

**国土交通省組織令の一部を改正する政令について****1. 背景**

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令に定める局及び課等について、所要の改正を行う必要がある。

**2. 概要****(1) 物流部局の再編**

- ・大臣官房「物流審議官」の設置
- ・政策統括官の所掌事務の見直し及び総合政策局「国際物流課」の設置
  - 新たな「総合物流施策大綱」を受け、我が国産業の国際競争力の強化に資する効率的な物流システムの構築を国内外で実現するため、省横断的な物流政策の推進体制を強化する。

**(2) 海事局の再編**

- ・「安全政策課」の設置
- ・「海洋・環境政策課」の設置
- ・「船員政策課」の設置
  - 新たな「海洋基本計画」を受けた海洋開発の推進のほか、船舶航行の安全確保や海洋環境の保護、船員の労働環境の改善等の海事関係の諸課題に適切に対応するため、局横断的な海事政策の推進体制を強化する。

**(3) 観光庁の再編**

- ・「観光戦略課」の設置
- ・「国際観光課」の設置
  - 観光立国推進閣僚会議において定められた訪日外国人2000万人の政府目標の実現に向けて、関係省庁が一丸となった取組を推進するため、政府全体の観光政策の司令塔機能の充実強化を図る。

**3. 今後のスケジュール**

閣議：平成25年6月25日（火）

公布：平成25年6月28日（金）

施行：平成25年7月 1日（月）

**【問い合わせ先】**

国土交通省大臣官房総務課 法規第七係長 近藤 03-5253-8111 (内線21-484)

